

2024年9月10日

適格消費者団体・特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者支援機構関西  
理事長 西島 秀向 様

〒161-8540  
東京都新宿区下落合一丁目4番10号  
エステー株式会社  
代表執行役社長 上月 洋

## 回 答 書

拝啓

初秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

お問い合わせいただきました内容につきまして、以下のとおり、ご回答申し上げます。

### 1. 本件措置命令の対象期間における「本件4商品」の出荷個数について

2018年12月から2024年3月までの販売期間中に出荷した個数は、4商品合計で587,621個です。

### 2. 「1.」のうち、弊社が公式通販サイトなどを通じて一般消費者に直接販売した個数及びその売上高について

「1.」のうち、弊社が一般消費者に直接販売したものはございません。

### 3. 「1.」のうち、弊社が把握可能な、該当商品を購入した一般消費者の人数及びその売上高(第三者を通じて売却した場合であっても弊社が把握可能な場合を含む)について

「2.」の通り、弊社は一般消費者に直接販売を行っておりませんので、該当商品をご購入いただいた一般消費者の人数および売上高を把握しておりません。

なお、「1.」に対応する出荷ベースの売上高は4商品合計で192,491,952円です。

4. 今後の返品・返金、賠償の予定の有無について

5. 「4.」について、消費者への商品代金の返金・商品の返品を受け付けない場合、あるいは損害の賠償をしない場合には、その理由について

弊社では、措置命令を受けてお申し出を頂いたご購入者様に、個別に事情を確認させていただいた上で、その内容に応じて代品等への交換等の対応を行っております。弊社といたしましては、お客様によってご購入の時期やご購入製品の現況等が区々であることから、このような対応を取らせていただいております。

6. 不当な利益を得たとの評価もあるところについて当該利益を保持しないための措置（例えば、弊社商品購入者（本件商品の購入者に限りません。）への還元や、第三者への寄付等を行う。）の予定の有無について

弊社といたしましては、この度の措置命令を厳粛に受け止め、今後、製品における適正な表示に万全を期すため徹底して再発防止に取り組んでまいり所存ですが、あわせて、消費者の利益に資すると考えられる第三者への寄付を実施する予定です。

7. 2023年9月30日に「本件4商品」の製造を終了した理由について

弊社ではすべての商品について、その販売実績や収益性などを踏まえ、適宜販売の継続可否を総合的に判断しております。本件4商品の製造終了につきましてもこのような判断に基づくものです。

以上、貴団体からのお問い合わせにご回答申し上げますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具